

経 済 産 業 省

官 印 省 略
20240508製局第3号
令和6年5月21日

一般社団法人日本ジュエリー協会
会長 殿

経済産業省製造産業局長

タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について

上記の件について、警察庁刑事局組織犯罪対策部長及び警察庁警備局長から令和6年5月8日付け警察庁丙組組一発第65号、警察庁丙備企発第59号をもって別添のとおり要請がありましたのでお知らせします。

当該要請の趣旨は、令和6年5月8日付け外務省告示第143号及び「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第三条第四項の規定に基づき公告事項に変更があった公告国際テロリストを公告する件」（令和6年5月8日付け国家公安委員会告示第22号）により、資産（財産）凍結措置等の対象となる者の一部が改正されたことから、それを周知するものです。

最近の厳しい国際テロ情勢に鑑み、ISILその他のイスラム過激派組織やその関係者が本件タリバーン関係者等に含まれていることにも留意し、引き続きタリバーン関係者等と関連すると疑われる取引について犯罪収益移転防止法に基づく各種義務の履行が徹底され、また、タリバーン関係者等との一定の取引について財産凍結法等の規定が遵守されるよう、貴会会員に対し一層の周知徹底をお願いいたします。

機密性 1

警察庁丙組組一発第 65 号
警察庁丙備企発第 59 号
令和 6 年 5 月 8 日

金融庁総合政策局長
金融庁企画市場局長
金融庁監督局長
総務省自治行政局長
総務省情報流通行政局郵政行政部長
財務省大臣官房総括審議官
財務省国際局長
国税庁次長
厚生労働省雇用環境・均等局長 殿
農林水産省大臣官房総括審議官
(新事業・食品産業)
農林水産省経営局長
経済産業省製造産業局長
経済産業省商務・サービス審議官
資源エネルギー庁次長
中小企業庁長官
国土交通省不動産・建設経済局長

警察庁刑事局組織犯罪対策部長
警察庁警備局長

タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について(要請その 189)

この度、別添のとおり「国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件」(令和 6 年 5 月 8 日付け外務省告示第 143 号)及び「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第三条第四項の規定に基づき公告事項に変更があった公告国際テロリストを公告する件」(令和 6 年 5 月 8 日付け国家公安委員会告示第 22 号)により資産(財産)凍結措置等の対象となる者の一部が改正された。

タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引については、これまでも、犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成 19 年法律第 22 号。以下「犯罪収益移転防止法」という。)に基づき、顧客等の取引時確認等や疑わしい取引の届出の履行の徹底が図られ、また、タリバーン関係者等との一定の取引は外国為替及び外国貿易法(昭和 24 年法律第

228号)及び国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法(平成26年法律第124号。以下「財産凍結法」という。)により規制されているところである。最近の厳しい国際テロ情勢に鑑み、所管の特定事業者に対し、この度の改正内容を周知していただくとともに、I S I Lその他のイスラム過激派組織やその関係者が本件タリバーン関係者等に含まれていることにも留意し、引き続きタリバーン関係者等と関連すると疑われる取引について犯罪収益移転防止法に基づく各種義務の履行が徹底され、また、タリバーン関係者等との一定の取引について財産凍結法等の規定が遵守されるよう、よろしくお取り計らい願いたい。

象と件名・国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対

○外務省告示第四百四十三号

二平成十三年外務省告示第三百三十二号及び令和六年外務省告示第八十
七号を含む千九百八十八号、第九百八十九号及び第二千二百五十三号
に基き設立された各理事会委員令和六年四月二十五日に行つた決
定等に基づき、同理事會決議第千二百六十七号4(b)、第千三百三十三
号8(c)、第千三百九十号2(a)、第千九百八十八号1(a)、第千
九百八十九号1(a)、第二千二百五十三号2(a)及び第二千二百五十
五号1(a)に定められた措置の対象となる個人及び団体の一部を次の
ように改正する。

次 次 令和六年五月八日 外務大臣 上川 陽子
対 次 令和六年五月八日 外務大臣 上川 陽子
応 の 表 によ り、改 正 後 欄 に 掲 げ る 規 定 の 傍 線 を 付 し た 部 分 の よ う に 改 め る 。
す 表 によ り、改 正 後 欄 に 掲 げ る 規 定 の 傍 線 を 付 し た 部 分 の よ う に 改 め る 。
る に によ り、改 正 後 欄 に 掲 げ る 規 定 の 傍 線 を 付 し た 部 分 の よ う に 改 め る 。
改 正 後 欄 に 掲 げ る 規 定 の 傍 線 を 付 し た 部 分 の よ う に 改 め る 。
欄 によ り、改 正 後 欄 に 掲 げ る 規 定 の 傍 線 を 付 し た 部 分 の よ う に 改 め る 。
に によ り、改 正 後 欄 に 掲 げ る 規 定 の 傍 線 を 付 し た 部 分 の よ う に 改 め る 。
掲 げ る 規 定 の 傍 線 を 付 し た 部 分 の よ う に 改 め る 。
げ る 規 定 の 傍 線 を 付 し た 部 分 の よ う に 改 め る 。
る 規 定 の 傍 線 を 付 し た 部 分 の よ う に 改 め る 。
規 定 の 傍 線 を 付 し た 部 分 の よ う に 改 め る 。
定 の 傍 線 を 付 し た 部 分 の よ う に 改 め る 。
の 傍 線 を 付 し た 部 分 の よ う に 改 め る 。
傍 線 を 付 し た 部 分 の よ う に 改 め る 。
線 を 付 し た 部 分 の よ う に 改 め る 。
を 付 し た 部 分 の よ う に 改 め る 。
付 し た 部 分 の よ う に 改 め る 。
し た 部 分 の よ う に 改 め る 。
た 部 分 の よ う に 改 め る 。
部 分 の よ う に 改 め る 。
分 の よ う に 改 め る 。
の よ う に 改 め る 。
よ う に 改 め る 。
う に 改 め る 。
に 改 め る 。
改 め る 。
め る 。
る 。
順

改正後	改正前
<p>(別表)</p> <p>1. ～789. [略]</p> <p>790. サナウッラー・ガファーリー (別名：(a)シャハブ・アル・ムハジル博士 (b)シャハブ・ムハジェル (c)シャハブ・モハジル (d)シャハブ・マハジャル (e)シハブ・アル・ムハジル (f)シハブ・ムハジェル (g)シハブ・モハジル (h)シハブ・マハジャル)</p> <p>SANAULLAH GHAFARI</p> <p>(original script: ثناء الله غفارى)</p> <p>(a.k.a.: (a)Dr. Shahab al Muhajir (b)Shahab Muhajir (c)Shahab Mohajir (d)Shahab Mahajar (e)Shihab al Muhajir (f)Shihab Muhajir (g)Shihab Mohajir (h)Shihab Mahajar)</p> <p>称号：博士</p> <p>役職：不明</p> <p>生年月日：<u>(a) 1994年10月28日 (b) 1990年5月24日</u></p> <p>出生地：<u>Mir Bacha Kot District, Kabul Province, Afghanistan</u></p> <p>国籍：アフガニスタン</p> <p>旅券番号：<u>アフガニスタン旅券 01503093 (アフガニスタ</u></p>	<p>(別表)</p> <p>1. ～789. [同左]</p> <p>790. サナウッラー・ガファーリー (別名：(a)シャハブ・アル・ムハジル博士 (b)シャハブ・ムハジェル (c)シャハブ・モハジル (d)シャハブ・マハジャル (e)シハブ・アル・ムハジル (f)シハブ・ムハジェル (g)シハブ・モハジル (h)シハブ・マハジャル)</p> <p>SANAULLAH GHAFARI</p> <p>(original script: ثناء الله غفارى)</p> <p>(a.k.a.: (a)Dr. Shahab al Muhajir (b)Shahab Muhajir (c)Shahab Mohajir (d)Shahab Mahajar (e)Shihab al Muhajir (f)Shihab Muhajir (g)Shihab Mohajir (h)Shihab Mahajar)</p> <p>称号：博士</p> <p>役職：不明</p> <p>生年月日：<u>1994年10月28日</u></p> <p>出生地：<u>Afghanistan</u></p> <p>国籍：アフガニスタン</p> <p>旅券番号：<u>不明</u></p>

ンのカブールにて2016年8月25日発行、2021年8月25日失効)

ID番号：不明

住所：(a)Afghanistan (2021) (b)Kunduz, Afghanistan (previous)

国連制裁委員会による指定日：2021年12月21日
(2024年4月25日に改訂)

その他の情報：イラクとレバント地方のイスラム国ホラサン(ISIL-K) (776. に指定した団体) の指導者。情報技術の専門家。父親の名前はAbdul Jabbar。祖父の名前はAbdul Ghaffar。写真はインターポール (国際刑事警察機構) ・国連安全保障理事会特別手配書に含まれているものを利用可能。同人に対するインターポール・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：

<https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals>

791. ~797. [略]

ID番号：不明

住所：(a)Afghanistan (2021) (b)Kunduz, Afghanistan (previous)

国連制裁委員会による指定日：2021年12月21日

その他の情報：イラクとレバント地方のイスラム国ホラサン(ISIL-K) (776. に指定した団体) の指導者。情報技術の専門家。写真はインターポール (国際刑事警察機構) ・国連安全保障理事会特別手配書に含まれているものを利用可能。同人に対するインターポール・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：

<https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals>

791. ~797. [同左]

備考 表中の [] の記載は対記による。

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第三条第四項の規定に基づき公告事項に変更があった公告国際テロリストを公告する件

○国家公安委員会告示第二十二号

次の公告国際テロリストについて、公告された事項に変更があったので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和六年五月八日

国家公安委員会委員長 松村 祥史

- 1 名簿記載者公告番号QI-303（サナウッラー・ガファーリー（SANAULLAH GHAFARI
(original script: ثناء الله غفاری)))

(1) 変更前

生年月日 1994年10月28日

出生地 Afghanistan

旅券番号 不明

名簿に記載された年月日 2021年12月21日

その他参考となるべき事項 イラクとレバント地方のイスラム国ホラサン (ISIL-K) (QE-85) の指導者。情報技術の専門家。写真はインターポール (国際刑事警察機構)・国連安全保障理事会特別手配書に含まれているものを利用可能。ID番号不明。同人に対するインターポール・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：<https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals>

(2) 変更後

生年月日 (a)1994年10月28日 (b)1990年5月24日

出生地 Mir Bacha Kot District, Kabul Province, Afghanistan

旅券番号 アフガニスタン旅券 01503093 (アフガニスタンのカブールにて2016年8月25日発行、2021年8月25日失効)

名簿に記載された年月日 2021年12月21日 (2024年4月25日に改訂)

その他参考となるべき事項 イラクとレバント地方のイスラム国ホラサン (ISIL-K) (QE-85) の指導者。情報技術の専門家。父親の名前はAbdul Jabbar。祖父の名前はAbdul Ghaffar。写真はインターポール (国際刑事警察機構)・国連安全保障理事会特別手配書に含まれているものを利用可能。ID番号不明。同人に対するインターポール・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：<https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals>